

平成 29 年度事業計画

政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」及びそれを具体化するための第 2 次・第 3 次補正予算の成立による「緊急対策」などの政策の推進等により、日本経済の先行きについては、雇用・所得環境が引き続き改善し、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されておりますが、企業にとっては人手不足感が依然として強く、一部では景気が伸び悩み、加えて海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとされております。

東北地方においては、生産は持ち直しつつあり、個人消費も一部に弱さがみられるものの回復傾向にあり、雇用情勢も復興需要などを背景に改善しているとされますが、依然として厳しい環境にあります。

東日本大震災から 6 年、「宮城県震災復興計画 10 年」の折り返しを過ぎ、着実に復興への歩みを進めている状況において、全国的に激甚化・頻発化する自然災害等が発生しており、昨年も「熊本地震」「台風 10 号による岩手県岩泉町の水害」や「鳥取県中部地震」、本年に入ってから「新潟県糸魚川大火」等、各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内でも 11 月に津波警報が発令される等、地震や火山の活動期に入るとともに季候があらたなステージに移行していることを実感させられるなかで、地域並びに住民の安全・安心の確保に向け、インフラの更新時期が迫っている老朽化対策とともに、国土強靱化に向けた計画的・継続的な取り組みが望まれているところであります。「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」では、「都道府県及び市町村は、地域計画を定めることができる」とされており、この地域計画の策定が各地方自治体でも広がりを見せるなか、宮城県においても「宮城県国土強靱化地域計画」の本年度早々での策定に向け、作業が進められているところであり、安全・安心で快適な暮らしの実現につながるものと大きな期待をしているところであります。

また、県内建設業界では、東日本大震災からの早期「創造的復興」を遂げるべく、官民の総力を結集した取り組みにより、「まち開き」が各所で開催される等、復興の姿が見え始めており、あらたなまちづくり等による賑わいと活況への期待が寄せられている一方で、被災地方自治体における復旧・復興事業の施工の最盛期が依然として続いており、様々な創意工夫を凝らしながら現場施工にあたっております。

このように施工の最盛期が続いている復旧・復興事業において、各施工現場では引き続き労働者及び資機材が大変窮屈ななかでの施工を強いられており、現場実態との乖離が大きく、赤字要因が非常に強まり、必死で復旧・復興事業に尽力する地域建設業が経営的に厳しい状況に陥りかねない大きな危機感から、これまで当協会と致しましても会員企業の実態をとらえ、様々な機会を通じて関係方面に対し、強力に要望・提言活動を展開し、「復興歩掛かり」や「復興係数」「労務単価の引き上げ」等、円滑な施工確保のための被災地特例施策が講じられているところであり、昨年 12 月の「第 7 回復興加速化」会議において、平成 29 年度においても被災地施策の継続が決定するとともに、3 月より前倒しで実施された宮城県における公共工事設計労務単価も、宮城県平均 3.0%の引き上げが実施されたところありますが、引き続き現場の実態を注視しながらきめ細かな対応がなされるよう、協会組織として対応し早期復興への取り組みを展開して参ります。

また、少子高齢化時代を迎え、産業間による人材確保に向けた競争の激化が見込まれ、高齢化の進展が顕著な建設産業界における将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、インフ

ラの品質確保と中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設企業における適正な利潤の確保を発注者責務として盛り込んだ品確法等のいわゆる「担い手3法」が施行されたことにより、その施策の地方自治体隔々までの適切な運用の浸透に大きな期待を寄せているところであり、あらたな3K（給料・休日・希望）を掲げての将来にわたる建設業の担い手の確保・育成と建設産業で働く者の環境改善、処遇改善、働き方改革等の各種施策に加え、生産性向上へのIoT活用によるi-Constructionへの取り組みも急速に進み始めております。国土交通省では、建設産業の将来や建設業関連制度の基本的な枠組みを検討するために設置した有識者会議「建設産業政策会議」において、「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう制定から約70年が経過した建設業の改正も視野に、建設産業の10年後を見据えた政策の議論がなされており、6月頃に成果がまとまることとなっております。当協会においても、3A運動（あんぜんに、あかるく、あたたかく）事業と連動した展開により、魅力ある職場環境づくりを促進し、協会内に設置した「宮城建設女性の会2015」や生産性向上に向けた「i-Construction小委員会」と連携しながら、魅力ある建設産業づくりに努めるとともに、建設業としての特性を生かした地域に根ざした様々な地域貢献活動に積極的に取り組み、地域の基幹産業としての使命を果たしながら、地域建設業の正しい理解のための戦略的広報にも取り組んで参ります。

昨年末から鳥インフルエンザ感染が各地で広がりを見せ、宮城県内でも野鳥における高病原性鳥インフルエンザが確認され、警戒態勢に入り、発生した場合の殺処分や埋設、消毒などの処置が即座に求められるところではありますが、穴を掘ったり、クレーン等で吊ったりする建設業の要素を含んでいることから、建設業での全面的な対応が必要であり、当協会がその役割を担っているところでもあります。東日本大震災からの早期「創造的復興」に総力を結集し取り組むとともに、災害基本法に基づく宮城県の指定地方公共機関の位置づけのもと、今後も地域の安全・安心で快適な暮らしを支える「町医者」として、住民のニーズに応えるべく、常日頃からの実地訓練等を重ねることで体制強化に努めているところであり、平成29年度からの宮城県入札・契約制度における総合評価方式において、指定地方公共機関に指定されている会員企業が評価されることとなりましたが、地域に根ざした地域の「町医者」として活動する協会会員企業がしっかりと地域とともに歩み続けられるようさらなる検討・対策を講じて参ります。

引き続き復興事業を最優先に生産性向上や担い手の確保・育成問題等を中心に取り組んで参りますが、健全な産業として再生発展を図るため、(一社)全国建設業協会等の全国組織団体及び県内関係団体とのさらなる連携強化により、将来にわたって安全・安心で快適な暮らしを支えるための強靱な国土づくりに必要な公共事業関係予算の確保と必要性、適正な経費を確保し企業存続ができる入札契約制度の環境整備、地域建設企業が持続的な経営が可能となる、地域産業の育成と雇用の拡大に寄与できる適正な建設市場の構築に向けた制度設計について、国・県等に対し積極的に要望活動を展開いたしますとともに、会員企業のあらゆる自助努力を強力に推進致します。

平成31年1月に当協会も、改組・創立されてから70年の節目を迎えるにあたり、70周年記念に向けての検討も始めて参ります。

本年度も、会員皆様のご協力を得ながら、効果的・効率的な事業活動を展開して参りますので、なお一層のご支援とご協力をお願い致します。

平成29年度の基本方針と主要事業の具体的内容は次のとおりです。

1. 「東日本大震災」における復興事業への対応

「東日本大震災」から6年、「宮城県震災復興計画」10年の折り返しも過ぎ、着実に復興への歩みを進めており、災害公営住宅の9割が完成し、仙台市や県南沿岸部自治体等の当初5年で復興計画を策定された地域においては、復興の姿が見え始める等、日々膨大な現場施工が進捗しており、地方自治体における施工の最盛期が依然として続いている状況にあります。

震災直後の1年間の取組は、道路啓開から瓦礫の撤去、応急対応等、地域建設業として人員・資機材を有する強み、地域に常日頃より貢献し、地域とのコミュニケーションを図る企業であること、また、地域建設業・建設従事者である大きな使命感のもとに、地域建設業はフル稼働で、愛する地域の復旧に総力を結集し取組んで参りました。

震災から2年目以降、大量の資材を活用する復旧・復興事業の本格的な発注業務が始まりだし、資材供給会社もフル生産、建設産業もフル稼働で持てる力の120%を駆使し、これまでにないスピード感で着実に施工が進められている一方で、広域的災害で地盤沈下や原発問題等、複合災害となっており、かつ膨大な事業であることから、建設労働者並びに資機材の確保、価格高騰問題等による設計価格との乖離により不調不落の発生が問題化し、課題解決に向け国土交通省が中心となった「復興加速化会議」や「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」、「資材対策会議」が設置、当協会としてもそれらに参画し、「建設資材の納入不足にかかる歩掛りとの乖離の実態調査」等の報告書において、現場の乖離を的確にとりまとめ、要望・提案活動を強力に展開し、被災地特例の様々な施策が講じられたことにより現場改善が図られたところであり、復興を遂げるまでの被災地特例の継続を協会組織挙げて各方面に訴えてきた結果、昨年末の「復興加速化会議」において、平成29年度の施策の継続が決定したところであります。

本年度も施工の最盛期が続いている復旧・復興事業において、その都度発生する諸課題に対し、災害対応会議をはじめとして、その課題に応じた各種委員会による検討を重ね、課題解決に向けた提案、提言をとりまとめ、各発注者及び関係方面に対し、スピード感を持った円滑な施工確保が図られるよう強く訴えるとともに、政府及び国土交通省、各発注機関で設置されている円滑化のための諸会議などに積極的に参画し、現状・課題・提案などの確に対応して参ります。

復旧・復興事業に携わる地域建設業がしっかりと雇用を受入、適正な経費を確保し、宮城の地域経済を支え、県民が復興を実感できる環境整備に努めていくことが重要であります。今後も復旧・復興事業において、地域で対応できるものは地域で対応していかなければ、本当の意味での地域の復興が成り立たないことや、今後も基幹産業として、復興を遂げた後の地域を守る地域建設業がなくなってしまうよう、当協会としても地域建設業に対する優先発注・活用を強く訴えて参ります。

さらに、宮城労働局主唱のもとに展開されている「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」についても、平成27年度より第2ステージが展開され、最終年となる「ゼロ災運動」を宮城労働局等と連携しながら、引き続き強力に推進するための諸活動を展開致します。

(1) 宮城県建設業協会の対応

施工の最盛期が続いている復旧・復興事業につきましては、円滑な施工確保のもとで現場施工がなされるよう、今後も現場実態を注視しながら山積する諸課題に対し、国土交通

省が中心となって設置された「復興加速化会議」をはじめとした関係省庁・関係機関等との各種復旧・復興事業の円滑化のための諸会議に参画し、当協会内での意見・提案をとりまとめるとともに、施工現場の実態調査を実施する等により、実態に即した各種施策に反映されるよう努める。

また、当協会内における各種委員会等を開催し、円滑な復旧・復興事業にあたっての調査・研究を行い、課題解決に向け取り組みます。

さらには、会員企業が企業運営にあたって抱える諸問題について、関係方面に対し要望等の活動を強力に展開する。

(2) 国及び宮城県等に対して

このたびの大震災において、発生直後より昼夜にわたり尽力してきた地域を熟知し、地域に密着し活動する地域建設業に対して、今後も地域に緊急時対応可能企業として存続するため、復旧・復興事業にあたっては、地元で対応可能な案件については、最大限地域建設業への発注の徹底を強く要望し、雇用と経済活動を活発化させるとともに、実態に即した予定価格の単価設定や復旧・復興事業が収束するなかでのダンピング防止等、適正な経費が確保できる環境整備を訴えます。

また、労働者及び資機材の調達能力、供給体制を勘案した各発注機関等と検討・調整のもとに、安心して施工できる環境整備に努めるとともに、これまでの被災地特例の施策の継続や実態との乖離がある案件に対しては、見積活用方式等の柔軟な発注対応を提案・要望する。

さらには、地方指定公共機関としての重責を担い、災害協定にもとづき緊急時対応で機能した建設業団体会員に対して、今後の安全・安心を引き続き確保できる企業として存続できる入札契約システムの構築について、改正品確法の適切な運用とともに強く提案・要望する。

(3) 記録誌等の作成

このたびの復旧・復興事業における当協会本部・支部並びに会員企業の活動について、平成28年熊本地震の復旧・復興事業においても経験が生かされたところではありますが、今後の防災対策、震災教訓の参考となるよう、また、地域建設業、及び県内一円を網羅し、全国ネットワークを有する建設業団体の必要性など、後世に正しく伝える記録誌第1弾を平成24年12月に発刊し、以降、平成26年3月に第2弾、平成27年1月に第3弾、平成27年3月に仙台市で開催の第3回国連防災世界会議での配布を目的とした総集編、5年の節目としての平成28年2月の第4弾、担い手確保の視点を入れ込んだ平成29年2月の第5弾を発刊したところであるが、震災から7年目となる平成29年度も課題整理のうえ、この大震災を風化させることなく、復興の現状をまとめた記録誌等を作成し、広く一般並びに関係者などに配布する。

2. 国土強靱化・地方創生のための安定的・継続的な社会資本整備の推進

この東日本大震災以降、各地で頻発する自然災害や、中央自動車道笹子トンネルで起きた天井板崩落事故等の発生により、戦後急速に整備された我が国のインフラ老朽化対策、「南海トラ

フ」「首都直下型」等の巨大地震を想定した問題等から、地域及び住民の防災・減災対策等、防災機能の強化と将来に備えた災害に強い国づくり（ナショナル・レジリエンス）に向けた投資や、それを担う建設産業界の必要性があらためて認識されたところでもあります。

昨年も「熊本地震」「台風 10 号による岩手県岩泉町の水害」や「鳥取県中部地震」等、各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内でも 11 月に津波警報が発令され、一昨年度の関東・東北豪雨では、宮城県内でも各地で観測史上最大雨量を記録、広い範囲で土砂崩れや渋井川などの河川の越流・堤防決壊・冠水などの被害を引き起こし、自然の猛威をまざまざと見せつけました。

そのような、季候があらたなステージへと移行し、局地化・激甚化する異常気象による自然災害が多発しているなかで、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立し、国土強靱化基本計画が策定されたのに加え、「国土のグランドデザイン 2050」がまとめられ、現在、各地域における「国土強靱化地域計画」の策定に向けた取り組みが進められ、順次策定される等、中長期的な国土ビジョンに基づく計画的・安定的な社会資本整備につながるものとして、必要な社会資本整備の着実な実施と、建設業界でも先の見通せる安定的な投資の実現が可能となることに大きな期待を寄せているところでもあります。

宮城県においても、県内総生産 10 兆円を目標とした「宮城の将来ビジョン改訂版」が本年示されるとともに、「宮城県国土強靱化地域計画」も本年度早々での策定に向け、作業が進められております。

一方で、少子高齢化時代を迎え、ミッシングリンクを解消するとともに、代替損失が移動時間の約 4 割とされるなか生産性向上にも重要な役割を果たす道路網の整備は、他地域との交流・連携を強化し、仙台空港や港湾施設の国際交流・物流拠点としての充実、並びに宮城県の産業・経済・文化・観光など地域全体の活性化となり地方創生へと直結するものでもあり、さらには災害時の緊急輸送、救急医療等に大きく寄与するものであります。被災地域の一日も早い復興と、復興後を見据えた宮城県の持続的な発展のためには、道路網等によるネットワーク機能をより一層強化し有効活用を図っていくことが不可欠でありますことから、関係団体等と連携しながら各方面に対して強く訴えて参るところであります。

平成 29 年度公共事業関係予算は、激甚化する水害・土砂災害や切迫する巨大地震等から国民の生命と財産を守り、国土強靱化の取り組みを推進するため、ハード・ソフトを総動員した防災・減災対策を推進するとともに、戦略的なインフラ老朽化対策に取り組むとして、東日本大震災や熊本地震等による「被災地の復旧・復興」を加速させるとともに、「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」及び「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」の 4 分野に重点を置き、平成 28 年度当初予算を上回る 5 兆 9,763 億円が確保されておりますが、今後も右肩上がりでの国土強靱化や地方創生に必要な公共事業予算の安定的・継続的な確保が重要であり、関係団体等と連携し、あらゆる機会を捉え政府・関係機関に訴えて参ります。

(1) 国及び国会議員等に対して

全国建設業協会と連携し、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本計画に基づき地域の実情や災害対応に配慮した防災・減災対策やインフラの老朽化対策のための計画的・安定的な社会資本整備促進や地方創生に関する予算確保の提言・要望をして参ります。

また、東北建設業協会連合会や関係団体と連携し、社会資本整備促進大会等を開催し、その必要性や必要な公共事業の拡大を広くアピールするとともに、東北地方の経済団体と連携して国会議員や国土交通省幹部との意見交換の場等を適宜設定し、ミッシングリンクのある道路網等で効果が十分に発揮されていない東北地方の社会資本整備に対する公共事業予算の重点傾斜配分、並びに大震災や多発する自然災害等の復旧・復興予算関係の確保等、地域建設業が将来を見据えた投資ができるよう計画的・安定的な予算配分を要望・提言する。

特に、復興後を見据えた宮城県の持続的な発展のためには、道路網等によるネットワーク機能をより一層強化のため、雪害・風水害及び大規模災害から人々を守るための道路施設の防災等対策、国道4号線での渋滞緩和・解消のための立体交差や高架等の仙台バイパスの機能強化、仙台東部道路から中心部方向への地域高規格道路である仙台東道路の早期策定、東北の横断軸に向けた石巻市と酒田市を高規格道路で結ぶ「みちのくウエストライン」、県南349号線整備、仙台国際拠点港整備等、国土強靱化や地方創生に寄与する地域高規格道路等の幹線道路の早期事業化及び整備促進の働きかけをする。

(2) 宮城県及び市町村発注機関等に対して

県内自治体においては、復旧・復興事業が施工の最盛期を迎えており、復興事業の進展とともに、極端に事業量が減少することが危惧されるところであるが、激甚化した自然災害が頻発する現状において、一昨年9月の台風18号による関東・東北豪雨災害での渋井川などにおける河川の越流・堤防決壊・冠水など、甚大な被害を引き起こすとともに、宮城県沖地震も周期的に到来しているなど、あらたな季候への備えとしての整備事業や今後も防災・減災対策への取り組みは必要不可欠であり、宮城県においても「宮城県国土強靱化地域計画」が策定されるところであります。県内各自治体においては、早期に国土強靱化地域計画が策定されるよう、地域を熟知する地域建設業としての目線での事業提案により、地方創生と連動した事業量の確保にも努める。

また、有事に際し、安全・安心で快適な暮らしを支える「地域並びに住民を守る担い手」として、インフラの老朽化対策等においては、地域の地形・地象・実情を熟知した危機管理産業となり得る「町医者」として、地域建設業が果たす役割はますます重要となることから、宮城県で策定された「新・みやぎ建設産業振興プラン」を踏まえ、円滑な連携体制の構築を図り対応を提案する。

(3) 維持管理・更新時代や次世代に向けたCLT等普及に向けた取組

これまで建設してきた社会資本整備の老朽化による大更新時代を迎え、今後、維持管理分野の重要性が一層高まること、特に、宮城県内においては早期復興を最優先し整備をしていることから、維持管理・更新事業が停滞している実態にあり、維持管理分野を見据えた地域の「町医者」として活動する地域建設業の役割を果たすため、協会組織として、入札契約制度や歩掛り、適正な価格の算出等、調査・分析のもとに、関係機関に対し必要な要望・提案を行うとともに、地域維持を担える協会組織・地域建設業の体制強化等に努める。

また、建築分野においても今後のリフォーム事業への取り組みや地域木材の活用の活用拡大に向けた CLT 等の普及促進が広がりを見せているなか、宮城県でも平成 29 年度より CLT による建築物の工事助成に乗り出し、県産材の利用拡大につなげていくこととしていることから、平成 28 年 2 月に設立された「宮城県 CLT 等普及推進協議会」と連携しながら、今後の活動に積極的に参加し、施工に関する啓蒙等活動を展開する。

3. 「改正品確法」の適切な運用と適正な入札契約制度改善

受注環境の状況は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」に基づき、価格と品質で総合的に優れた公共調達への転換を図ることを目的に総合評価落札方式の導入拡大が進められており、国土交通省では、地方公共団体への普及促進を目的とした各種支援策が展開され、各地方自治体でも広がりを見せておりますが、未だに価格競争に歯止めがかからず、価格偏重型からの転換が早急に求められているのが実態であり、今後の地域の安全・安心で快適な暮らしを支える現在・将来にわたってのインフラの確保とその担い手の中長期的な確保・育成を目的として、建設産業界が長年要望してきた「企業の適正な利潤」の確保を発注者責務として盛り込まれた、画期的な改正品確法等のいわゆる「担い手 3 法」が平成 26 年 6 月 4 日に公布・施行されたところであります。

この法の精神を着実・適正に実施すべく、各発注者の共通ルールとする「品確法運用指針」も策定され、一昨年 4 月 1 日よりこの運用指針に基づく発注関係事務の運用が開始され、自治体への浸透に大きな期待を寄せているところでありますが、適正な設計変更の実施を含め、その実現にはまだまだ時間を要する実態となっております。当協会と致しましても各自治体に着実に浸透し、適正に実施されることにより、その地域にあった入札契約制度が確立され、地域建設業が適正な利潤を確保し、会員企業が持続的に健全経営を可能とする環境の整備に努めて参ります。また、国においては、この運用指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているのか定期的に調査を行いながらその結果をまとめ、公表するとともに、関係する制度改正や社会情勢の変化等によって必要に応じた運用指針の見直しも明記されていることから、実情に合った指針となるよう提言・要望を行います。

県におきましては、数度にわたる入札契約制度改善により、低入札調査基準価格も引き上げられ、着実に平均落札率も上昇し、震災関係による工事量の増大から、これまで、低入札案件は低水準で推移しておりますが、会社経営のための適正な経費を確保できる環境の整備が必要であり、復興事業が収束する環境のなかで、さらに厳しい競争環境に強いられることも懸念されております。

これまでも県当局に対しては、「適正な経費が確保できる受注環境の整備」、並びに「協会会員企業が適正な評価により報われる入札契約制度」の 2 本柱で要望活動を展開しており、膨大な復旧・復興事業に携わる地域建設業において、「適正な経費が確保」できる仕組みとしなければ、「創造的復興」や復興後の地域維持にも支障を及ぼすことから、円滑な復旧・復興事業の施工確保に向けた諸課題解決のための検討、提案を行うとともに、地域並びに住民の安全・安心で快適な暮らしを支える活動を展開してきた、従前から地域に根ざした地域建設業が担い手をしっかりと確保・育成し存続できる諸施策等について、改正品確法の運用指針に基づいた制度構築がなされるよう強く要望・提言して参ります。あわせて、防災協定にもとづき大震災発生

直後より対応をしてきたのも協会組織並びに協会会員企業であることから、平成 26 年 3 月に宮城県の「指定地方公共機関」に位置付けられた協会会員企業がしっかりとした経営体力・技術力を有し存続していく必要があるため、「会員企業が報われる制度の構築」についてもさらなる改善に向け努めて参ります。

(1) 国等に対して

改正品確法に基づいた発注関係事務の運用に関する指針については、一昨年 4 月より運用されているが、各自治体・民間発注者等に着実に浸透し、徹底した運用がされるよう啓蒙指導を要請するとともに、情勢等の変化により、不具合等が生じた時に速やかに見直しが行なわれるよう要望・提言する。

また、将来の担い手の確保・育成に向け、現場管理費や一般管理費等の率の改正も土木工事においては平成 27 年度に見直し、各種歩掛かり等の改正も順次毎年度実施され、営繕工事においても平成 29 年 1 月より 19 年ぶりの積算基準改定が行われ、一般管理費等率が引き上げられたところであります。今後も、担い手の確保・育成に向けた取り組みが実践できるよう、実態との乖離を訴える。

(2) 宮城県等に対して

県におきましては、過去数度にわたり低入札調査基準価格及び失格判断基準が引き上げられるとともに、総合評価落札方式の内容についても改善されておりますが、将来の担い手を確保・育成し「企業の適正な利潤」が確保できるよう、改正品確法運用指針に基づき、「必ず実施すべき事項」としての市場を的確にとらえ、適正な工期を前提とした「予定価格の適正な設定」や「歩切りの根絶」、ダンピング防止のための最低制限価格制度等の活用や「予定価格の事後公表」、企業の利益に直結する「適切な設計変更」等を着実に制度設計に組み込むとともに、「実施に努める事項」としての発注や施工時期・納期の平準化等の実施について、その動向を注視し、地域建設業が今後も存続できる適正な経費が確保できるよう、引き続き県執行部や県議会などに対して、適正な市場環境の整備について要望を行う。

また、未だに価格競争による入札契約制度で運用されている県内自治体も多数あることから、県内市町村に対する品確法の運用指針に基づいた入札契約制度の適正な運用について要望するとともに、県に対しましても県内自治体への指導徹底をお願いする。

平成 29 年度より県では、大幅に入札契約制度を改正し、地域の守り手となる地域建設業の振興を目的として、総合評価落札方式においては、より地域建設業が評価される仕組みへと見直し、災害時における評価として当協会が指定を受ける「指定地方公共機関」があらたに加わる等、協会会員が評価される仕組みの構築がなされたことから、さらに実績を積み上げ評価拡大につなげる。

このたびの大震災や頻発する自然災害により、あらためて地域建設企業、並びに県内を網羅する建設業団体である当協会の存在の重要性を認識されたところであり、「町医者」的に活動する危機管理産業である地域建設業が存続できる環境整備のため、復興後を見据えた地域建設業のあり方や、維持更新時代に向けた体制づくりとして、「みやぎの将来を力強

く支える建設産業の再生」を基本理念として宮城県で策定された「新・みやぎ建設産業振興プラン」に基づき、良好なパートナーシップのもとにしっかりと位置付けられ、活動が展開できるよう今後も引き続き検討・提案する。

4. 建設産業における中長期的な担い手の確保・育成と生産性向上への取り組み

少子高齢化が進むなか、建設産業では他産業と比較しても労働者の高齢化が顕著な産業となり、建設業の技術・技能の承継が大きな問題とされております。一人前の技術者・技能者を育成するには最低でも十年を有するといわれ、このまま若年者の建設業離れの状態が続けば、世界に誇る建設産業の技術・技能が衰退してしまい、あらたに建設産業の技術・技能を再生・確立するには大変な時間を要することから、しっかりと雇用を確保し、後世に技術・技能を承継する義務が課せられおり、国を挙げての建設人育成のラストチャンスであるにとらえております。

そのような状況下において、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な確保・育成を目的とした品確法等のいわゆる「担い手3法」が改正され、「企業の適正な利潤」の確保のもとで、建設労働者の処遇改善や人材育成に取り組むことで、将来にわたって中長期的な建設業の担い手を確保・育成するという好循環の形成が、発注者責務とともに受注者責務として明文化されたところであります。

当協会では(一社)全国建設業協会において策定された「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」に賛同し、建設産業の明るい未来の確立と人を大切にする建設業の趣旨のもとで当協会が取り組む3A運動（あんぜんに、あかるく、あたたかく）と連動させ、建設業の担い手に将来を託せる夢のある産業を実感してもらうため、労働環境と処遇改善等に努めます。

また、平成26年8月国土交通大臣と建設業5団体との間で「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」が策定され、5年で女性倍増の20万人を目標として、現在取り組みが活発化しており、建設産業での女性の入職促進・定着や職場環境の改善、建設産業のイメージアップ等に向けて、ネットワークを構築することで建設産業での女性が活躍できる環境整備を目指すことを目的に、平成28年2月当協会内にも「宮城建設女性の会2015」を設置し、建設業で働く女性による座談会やパトロール等も実施してきたところではありますが、さらなる女性の会との連動を図り働きやすい、魅力ある建設現場の実現に向け活動を展開致します。

さらに、今後の建設業の維持・発展には若年者の雇用定着と技術・技能の承継が必要不可欠でありますことから、日々変化する情勢及び技術・技能の進展に対し、国民の福祉に役立つ良質な目的物を創造するために必要となる技術力と資質の向上を図ることを目的として、継続的に学習することが求められており、宮城県土木施工管理技士会との連携のもと、技術者・技能者を対象とした技術力向上のための継続学習（CPD）研修会を定期で開催して参ります。

建設労働者の安全と健康の確保を図るため、建設業労働災害防止協会宮城県支部と連携し安全大会を開催するなど、労働安全衛生法をはじめとする関係法令の周知徹底に努めるとともに、リスクマネジメントの理解と普及のための活動、建設現場での安全施工に関する研修会の実施により対策の強化を図ります。

労働環境問題については、これまでも労務費等の賃金問題が大きな課題となっており、この

たびの復旧・復興事業にあっても、建設労働者の確保と賃金高騰が課題であったことから、適正な賃金設定が確保されよう関係方面に粘り強く要望し続けており、平成 29 年 3 月にも県内では平均 3.0%の設計労務単価の引き上げが実施される等、平成 9 年度のピーク時の設計労務単価に近づきつつありますが、今後も将来を託せる魅力ある産業として人材確保・育成が可能となるような設計労務単価の水準確保と、あらたな 3K（給料・休日・希望）を掲げた生産性向上や週休 2 日制を見据えた働き方改革等、現場実態を捉えた工事代金の適正価格による契約となる入札契約制度の仕組みの構築を訴えるとともに、関係機関と連携を図りながら平成 29 年度よりスタートする社会保険未加入対策、標準見積書の活用やキャリアアップシステムの導入等、労働福祉の向上と職場環境の改善について努力・支援して参ります。

(1) 担い手の確保・育成対策事業

今後の建設産業の担い手確保・育成を図るため、平成 27 年度に当協会内部組織として設立した「宮城建設女性の会 2015」、及び「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」の支援を受けて設置した「地域連携ネットワーク（宮城県建設産業人材確保・育成推進協議会）」組織と連携・連動し、各方面への広報活動や就活ゼミ、こどもや学生、その保護者、一般を対象にした現場体験・見学会等を展開するとともに、復興後の厳しい環境が想定される建設業界において、人材確保・育成と経営基盤強化に取り組む会員企業の自助努力を支援するための各種研修会を開催するとともに、有益な情報の収集に努め積極的に会員企業に提供する。

- ① こども・学生・その保護者・一般を対象とした現場体験・見学会等の実施
- ② 県内学校等への就活ゼミ・建設業経理事務士の資格取得の展開
- ③ お父さんの仕事場見学会の実施
- ④ 「宮城建設女性の会 2015」における活動
- ⑤ 「宮城建設産業人材確保・育成推進協議会」との連携
- ⑥ 全国会議及び東北ブロックのキャンペーン参加
- ⑦ 建設業の正しい理解のための各方面への広報活動
- ⑧ 各種研修会等
 - ・ 経営管理者研修会
 - ・ CPD（継続学習）による技術力向上研修会（技士会と連携）
 - ・ 土木又は建築施工管理技術検定試験準備講習会
 - ・ 登録建設業経理士研修会

(2) 建設工事生産システムの構築と「i-Construction」の取り組み

改正品確法においても、設計変更への的確な対応が現場の利益に直結することから、「ワンデーレスポンス」等の建設工事の施工段階における諸施策、契約変更手続きや受発注者間の情報共有が適切に対応されるよう、円滑な施工確保に向けた現場実態に即した調査・研究を行うとともに、関係発注機関との意見交換等を通じ、改善に向けた提言・要望活動を展開する。

少子高齢化時代を迎え、将来の担い手確保とともに働き方改革を進め、生産性向上を図るため、国土交通省では昨年を「生産性革命元年」、平成 29 年は「生産性革命前進の年」

と位置付け、生産性向上への IoT 活用による魅力ある現場を実現する「i-Construction」の取り組みが急速に進められていることから、当協会においても、土木・農業土木委員会の下部組織としての「i-Construction 小委員会」を昨年設置し、会員企業が対応できる環境を整備するため、生産性向上への取り組みを進める 5 年間の目標を定め、計画的に展開するための推進要綱も策定したところであり、会員企業への普及啓発活動に努める。

また、国直轄工事において一般化された情報共有システムについて、東北 6 県建設業協会等で組織する「東北工事情報共有システム研究会」において、普及・改善活動を展開しているが、研究会と連携・協力し、現場技術者の負担軽減のため、宮城県工事でも各事務所毎に 1 件程度平成 28 年度下期発注工事で施工されており、今後さらなる拡大が見込まれており、会員企業への普及啓発とともに他自治体工事への普及拡大活動を展開する。

さらに、工事書類は技術者にとって現場での大きな負担であり、今後の働き方改革等、国土交通省においても書類の簡素化により 3 割削減を目指し検討されていることから、当協会としても検討・提案を行う。

(3) 雇用改善推進事業

① 雇用改善推進委員会の開催

- ・ 委員構成 協会、行政機関及び専門工事等関連団体
- ・ 審議内容 事業計画の決定、事業実績の報告等
- ・ 開催時期 平成 30 年 3 月頃（仙台市内で開催）

② 雇用改善推進大会の開催（優良事業所の表彰）

- ・ 主催者 宮建協
- ・ 後援者 宮城労働局、宮城県
- ・ 開催時期 平成 29 年 11 月頃（仙台市内で開催）
- ・ その他 知事表彰にあわせ優良事業所を会長から表彰及び伝達、さらに記念講演の実施

(4) 労働災害対策事業

労働災害防止を目指し、建設業労働災害防止協会宮城県支部と連携し、安全大会等の開催、関係法令改正の情報提供、ポスターやパンフレットの作成配布、啓発・啓蒙に努めるとともに、リスクアセスメント及び労働安全マネジメントシステム「COHSMS」の普及促進を図り、事業場における自主的な安全衛生活動を積極的に支援する。また、国土交通省で義務付けている「建設従事者に対する安全衛生教育」の普及促進により事故防止の徹底を図る。

(5) 労働環境改善事業

建設業のあらたな 3K（給料・休日・希望）に向けた労働環境改善のため、週 40 時間労働制の確実な推進を図り、毎月第 2 土曜日を「ノー現場デー」として実施定着を進めるため、時短標準カレンダーを作成・配布するとともに、将来を見据えた建設現場における週休 2 日制の実現に向けた試行工事を通しながら、課題検討を行う。また、適正な賃金設定がなされるよう各発注機関に対し、設計労務単価の適正な支払い確保を訴えるとともに、将来を託せる賃金水準

の確保と処遇改善、働き改革等への取り組みを促進、若年者や女性活用の場を拡げる活動、さらには関連法令改正等の情報把握に努め適正な対応を図る。

また、平成 29 年度より社会保険未加入対策が全面的に講じられることから、その徹底を図るとともに標準見積書の活用等、適切な対応が行われるよう啓蒙する。今秋からスタートする技能労働者の就労履歴が蓄積されるキャリアアップシステムについても普及活動を行う。

5. 建設業における社会的責任への対応と県民の安全・安心確保対策

全国建設業協会が策定した「建設企業（団体）行動憲章」にもとづき、建設業法並びに独占禁止法、暴力団排除条例等のコンプライアンスの徹底を図り、社会からの信頼に応えるため適正かつ公正・透明な事業活動を行うとともに、企業の社会的責任（CSR）が地域社会からのニーズとして求められていることから、建設業としての特性を生かした地域のために、地域とともに地域に根ざす活動として、道路・河川清掃等の環境美化活動、青色回転灯及び子ども 110 番パトロール活動、現場体験・実習活動、献血推進活動等に加え、昨年度より実施する被災地沿岸部の防災林再生としての植樹や維持管理等活動を加え、社会貢献活動を積極的に展開し、県民・社会からの正しい理解が得られるよう信頼される関係の構築に努めて参ります。

一方、各発注者とは災害協定を締結し、東日本大震災以降も強化見直しを重ねており、昨年あらたに NEXCO 東日本仙台東管理事務所とも協定を締結し、より実態に即した実践的な協定にすべく進めております。また、宮城県とは平成 22 年 9 月に各地で広がる口蹄疫、又は鳥インフルエンザ発生時の埋設作業に協力する「家畜伝染病の発生時における緊急対策業務に関する協定」、及び県内での不法投棄の抑止を図るための「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、県内全域を網羅する協会組織だから対応できることとして、地域及び住民の安全・安心で快適な暮らしを支える活動を展開しているところであります。

地域建設業は地域並びに住民の安全・安心確保のための大変重要な役割・責務を担っており、東北地方整備局並びに宮城県等との災害協定締結に基づく支援体制のさらなる強化とともに、災害発生時に迅速かつ機動的な対応を可能とするため、地方公共団体が作成する「地域防災計画」のなかに、防災組織の一員として位置付けられる災害対策基本法に基づく宮城県の「指定地方公共機関」に平成 26 年 3 月に指定され、これまで以上に責任を持った活動が求められているところであり、当協会の防災計画についても的確に更新するとともに、会員企業の災害対応資機材データベースの整備によるマネジメントの構築、さらには、複数ツールの通信手段による有効な連絡体制の整備を図り、各発注者と一体となった実践的な災害訓練を定期で開催することで、より強固な体制・組織作りに努めて参ります。

昨年末からの鳥インフルエンザ感染の拡大から、宮城県においても野鳥での感染が確認され、警戒態勢がとられたことにより、協会組織を挙げ万全の体制で準備をしているところでありま。一昨年度より埋却等作業に係る実地訓練も、これまで仙南・大崎管内と実施し、各支部への水平展開も図りながら有事の際への備えを行って参りました。そのようななかで、3 月に栗原市の養鶏場の家きんにおいて「高病原性鳥インフルエンザ」疑似患畜が確認され、栗原支部において 72 時間での埋却等作業に尽力したところでもあります。

このように、建設業協会並びに会員企業が、地域社会を担う基幹産業であるとともに、災害時等に真っ先に駆けつける「町医者」的に活動する危機管理産業であることを十分に認識し、

建設業の特性を生かしながら地域及び住民の安全・安心を確保するための様々な活動に取り組み、建設業が果たしている役割と必要性の正しい理解が得られるよう、広く国民・社会に訴えて参ります。

(1) 社会貢献、CSR 活動等

- ① 暴力団排除条例や独占禁止法、法令違反の事例発生等により、国民・社会からの建設業界・公共事業に対する誤った認識が依然として払拭されない状況において、コンプライアンスの徹底があらゆる企業活動の基本であることから、全国建設業協会が改定した「建設企業（団体）行動憲章」、東北建設業青年会がとりまとめた「コンプライアンス法令遵守への取組」等を活用し、会員企業の関係法令の遵守と社会からの信頼に応えるための適正な事業活動の推進等について普及徹底を図る。
- ② 子供たちが安全に安心して生活できる街づくりと子供の犯罪被害未然防止に寄与するため、子ども 110 番パトロール事業を積極的に推進するとともに、さらなる強化対策として青色回転灯によるパトロール事業の普及活動・導入拡大に努める。また、国が推進している安定的な集団献血の確保並びに血液の安定的確保に資するための献血推進活動、河川・道路等の環境美化活動等の積極的な展開、被災地沿岸部における防災林としての植樹やその管理等、地域における基幹産業としての使命と社会的責任を果たしながら、健全な事業活動を通して建設業界の発展と地域社会への還元を図り、国民・社会の信頼回復に努めながら企業価値を高めます。
- ③ 暴力追放対策事業
 - i) 宮城県建設関連団体暴力追放推進協議会による事業推進（総会及び専門部会などを開催し協議）
 - ii) 宮城県復興事業暴力団等対策協議会等への参画による活動展開
 - iii) 「東日本大震災」復旧・復興事業からの暴力追放の徹底
 - iv) 暴力追放広報用ポスター等の作成・配布に指導啓蒙

(2) 緊急災害対策事業

- ① 東北地方整備局や宮城県に加え、NEXCO 東日本仙台東管理事務所、仙台国際空港㈱等と締結している緊急災害時の応急対策業務を踏まえ、会員各社の協力のもと支援体制を整備し、迅速な対応を図るための行動マニュアルの策定、及び通信設備の有効的な活用等を促進するとともに、会員各社の災害対応資源のデータベースを整備しマネジメントの構築に努める。また、東北建設業協会連合会における災害対応施策検討委員会からの提言や大震災での教訓をもとに、各協定機関との組織体制のさらなる強化を図り、実地訓練を定期に開催することで実効性のあるものとし災害拡大の防止に努めます。さらに、会員各社の事業継続計画（BCP）策定への理解促進を図るとともに、各支部・会員企業との通信手段の確保、各支部に常備している地域住民向けの災害対策備蓄用品を点検整備して有事に備えます。

また、宮城県と締結する「家畜伝染病の発生時における緊急対策業務に関する協定」においても、有事の際には 72 時間の時間制限があることから、一昨年 10 月に初めて仙南支部管内で実地訓練をし、昨年度は大崎支部管内での展開となりましたが、定期的に訓練・

研修等を行い、担当部局との共通認識のもとに速やかに対応できるよう体制づくりを行います。

- ② 地域及び住民の安全・安心確保のさらなる体制確立のため、災害発生時に迅速かつ機動的な対応を可能とし、地域防災計画のなかに協会組織が位置づけられる災害対策基本法に基づく指定地方公共機関への指定について、全国建設業協会傘下の各都道府県建設業協会が東日本大震災を機に広がりを見せており、一昨年10月には内閣総理大臣より全国建設業協会が「指定公共機関」に指定され、当協会においても平成26年3月に宮城県の「指定地方公共機関」に建設業団体として唯一指定され、既に提出している当協会における防災計画においても、的確に対応できるよう防災組織体制の強化とともに見直し・検討・整備を図ります。

6. 建設業の理解促進に向けた戦略的広報の推進

「東日本大震災」の発生以降、災害列島日本において、頻発する自然災害等から、建設産業に対する社会的役割や期待が高まり、危機管理産業である地域建設業の必要性が再認識されております。

特に「東日本大震災」において、震災直後より地域建設業である会員企業及び協会組織として取り組んだ、これまで経験したことのない様々な活動について、当初は一般の方々にほとんど伝わっていなかったのが実態でありましたが、道路啓開から遺体捜索、水産加工物の海洋投棄、仮埋葬やその掘り起こし等、時系列を追いながら写真を多く活用し視覚的にまとめた当協会の記録誌、「3.11 東日本大震災 宮城県建設業協会の闘い」を平成24年12月から平成29年2月までの間に、第1～5弾・総集編と6冊を発刊し、広く一般を中心として復旧・復興事業に携わる地域建設業の現状を広報したところであり、この大震災を風化させることなく、復興を遂げるまで今後も地域建設業の活動と復興の現状を正しく発信し続けるところであります。

また、常日頃、地域建設業は工事を施工するだけでなく、地域建設業としての特性を生かした地域に根ざす活動としての様々な社会貢献活動にも寄与しておりますが、その実態は正しく伝えられていないことから、平成27年3月の第3回国連防災世界会議において、関連事業において当協会も参画し、記録誌総集編とともに、震災対応のDVDやコミック本等を作成し広報活動を展開することで理解促進活動を展開してきたところであり、本年度においては8月の大相撲仙台場所での特別協賛による展示や11月に仙台市で開催される防災推進国民大会2017(仮称)等、様々な機会をとらえ広報して参ります。

特に、(一社)日本能率協会が主催となって、これまで東京・大阪の2会場で夏休みに開催されていた小学生と保護者のための「宿題★自由研究大作戦」が、平成28年度より仙台でも開催され、当協会としても参画し、「コンクリートによるペーパーウエイトづくり」「測量機器による宝探し」「ラジコン建機による現場体験」「建設機械の試乗」の4企画を提供することで、2日間で延べ6,000名が来場し、うち当協会企画での体験人数が2,000名を超える盛況ぶり、ものづくりの楽しさや、興味を抱く体験を保護者も含め大変効果的なイベントとなったことから、今年度においても「宮城県建設業青年会」や「宮城建設女性の会2015」のサポートのもと、さらなる充実を図り建設業の魅力を発信致します。

さらに、平成26年度より「お父さんの仕事場見学会」等、身近な家族から理解促進活動を行

う取り組みも始めたところであり、平成 28 年度は初めて宮城県との共催により一般公募により小学生とその家族を対象として、夏休みの現場見学会を実施し、さらなる広がり期待をされていることから、そのような場面・機会を数多く設け、また、宮城県教育庁で子どもの学習や体験の充実を図るために募集している「みやぎ教育応援団」に当協会として登録し応援するとともに、一般への広報体制を強化し、危機管理産業としての地域建設業、災害時には「救命救急医」「町医者」として、即座に駆けつける迅速・機動力を持って対応する必要不可欠の心強い産業であることを含め、生活に密着する身近な地域建設業であること等の理解促進を強力に進めるため、一般紙や広報誌・協会ホームページ媒体を有効に活用した業界活動等の紹介、及びマスコミ対応としての記者クラブへの積極的なアプローチ等様々な広報ツールを活用し情報発信に努めて参ります。

昭和 24 年 1 月に宮城県建設業協会に改組・創立され、平成 31 年 1 月に当協会が 70 年の節目を迎えるにあたり、70 周年記念事業に向けての記録誌作成等も含めた記念事業の検討も始めます。

(1) 建設業の理解促進のための広報活動

地域建設業が担っている役割・責任について、一般にわかりやすくまとめた冊子等を作成するとともに、復旧・復興事業に携わる地域建設業の実態についても記録誌等を作成し、広く配布し一般への理解促進に努める。また、マスコミ、ホームページ等を有効に活用しながら積極的に情報を発信する。さらには、子供や学生、一般等への現場体験・見学会、展示会等を通してながら、啓蒙やイメージアップ活動を展開することで、若年者並びに女性雇用に貢献できるよう正しい建設業の理解促進を図る。

① 県内で開催される全国大会等での主な広報

- ・平成 29 年 7 月 28～29 日 「夏休み 2017 宿題★自由研究大作戦」
- ・平成 29 年 8 月 12～13 日 「平成 29 年夏巡業大相撲仙台場所」
- ・平成 29 年 11 月 26～27 日 「防災推進国民大会 2017(仮称)」

② 一般紙による広告掲載

- ・年 3 回程度での地元一般紙におけるシリーズ企画「危機に挑む」を防災の日に掲載。

③ 各種広報ツールの活用

(2) 機関紙「宮建ジャーナル」の発刊・配布

- ・部数等 年 4 回、1 回あたり 700 部発刊
- ・配布先 会員、各行政機関、教育機関、関連団体及び全国都道府県協会等

7. その他事業・行事の開催

(1) 優良会員など表彰

① 定時総会における会員表彰等

- ・優良役員、会員、会員の従業員及び事務局職員に対し会長から表彰する。
- ・会長内申にもとづく(一社)全国建設業協会会長及び(公財)建設業福祉共済団理事長表彰を会長から伝達する。

② 優良工事施工業者への表彰

知事より表彰を受けた優良工事業者である会員に対し会長から表彰を行う。

③ みやぎの建設技能グランプリ

永年技能専門職として、業務改善、後継者の育成及び労働災害防止等に功績のあった技能工に対し会長から表彰する。

(2) 支援・助成事業

① 建設産業振興事業及び会員企業経営支援

i) 会社経営基盤強化に関する情報の収集に努め、会員に積極的に提供する。また、顧問弁護士と連携しながら、会員の経営上の問題解決に協力する。

ii) 会員の資金繰り円滑化を支援するため、宮城県建設業協同組合と連携し下請セーフティネット債務保証事業など工事代金譲渡制度を活用するとともに、発注者への工事代金の早期支払いを要請する。また、東日本建設業保証(株)と連携し、工事代金の前払・中間前払金制度等の導入拡大について県内市町村に働きかける。

② 支部活動の支援事業

各支部の運営を支援するため助成金等を交付するとともに、支部事務局長・事務局会議を開催し協会と支部相互間の連携を深め活動の円滑化を図る。

③ 関連団体助成事業

建設業の発展に貢献し、協会活動と緊密な関係にある団体の運営等を支援する。また、その他関連団体についても必要な支援を行う。

④ 業界活動事業

(一社)全国建設業協会、東北建設業協会連合会、(一社)東北経済連合会及び県内業界団体等に参加し、その会費を負担するとともに、その事業に積極的に参加する。

⑤ イベント支援事業

建設産業の振興のため開催される次の大会等を支援する。

i) 「K・DAY」(宮城県建設専門工事業団体連合会及び協会との共催)

ii) みやぎ技能フェスティバル(宮城県技能士連合会主催)

iii) その他建設産業振興のため開催されるイベント等

⑥ 社会貢献事業等

公益的事業に賛同し、その事業等を支援する。

(3) 受託(収益)事業等

会員の経営能力向上と従業員の福祉の充実を図るとともに、収入の確保に努めるため、次の事業を積極的に推進する。

① 建設業退職金共済事業の推進

独立行政法人勤労者退職金共済機構の委託を受け、県内建設業者の従業員を対象に退職金共済事業の窓口業務や加入促進を行う。

② 「建設共済」加入促進

(公財)建設業福祉共済団の依頼を受け、県内建設業者を対象に法定外労災補償制度「建設共済」の加入促進を図る。

③ 建設業経理士・経理事務士試験等の実施

(一財)建設業振興基金の依頼を受け、建設業経理士及び経理事務士の資格取得を目指す者を対象に特別研修、検定試験、及び登録講習を実施する。

④ マニフェストの委託販売

建設マニフェストセンターの委託を受け、建設系マニフェスト（産業廃棄物管理票）を建設業者等の産業廃棄物排出業者へ販売する。

⑤ 講習会等の開催

関連団体の依頼を受け、または共催で建設業各社の技術・技能と経営能力向上を図るための講習会等を開催する。

⑥ 法定用紙等の販売

関係機関への提出書類など作成に必要な用紙類及び関係図書を販売する。

⑦ 前払金保証制度推進事業の実施

東日本建設業保証㈱の委託を受け、宮城県内における前払金保証制度等の普及・促進を図る。

⑧ 工事情報共有システムの普及・運用

国土交通省で一般化されている工事情報共有システムについて、宮城県においても試行工事が開始され、今後一般化される予定で進められているが、地方自治体への普及を図り、東北工事情報共有システム研究会と連携のもと、工事情報共有システムの運用窓口として対応を行う。

(4) 管理運営的事業

① 総会の開催

i) 平成 29 年度定時総会

- ・期日場所 平成 29 年 5 月 25 日(木) 仙台市青葉区 ホテルメトロポリタン仙台
- ・議 題 事業報告と決算の承認 等

ii) 臨時総会 必要に応じ

② 役員会等の開催

i) 正副会長会議 必要に応じ

ii) 常任理事会 概ね 3 ヶ月に 1 回開催

iii) 理事会（役員会） 概ね 3 ヶ月に 1 回開催

iv) 監査会 原則として年 1 回開催

v) 各種委員会等 必要に応じ

③ 広報活動の推進

機関誌「宮建ジャーナル」及びインターネットホームページ、広報 PR 誌等を活用し協会活動を紹介するとともに、各種情報を収集し Eメール送信や配送により会員に提供する。

④ 表彰内申及び慶弔等

- ・叙勲、国家褒章及び建設功労者表彰等の内申
- ・表彰された会員または協会関係者に対する祝金等の贈呈
- ・会員または協会関係者が死亡された際の弔慰金等の贈呈

⑤ その他

- ・官公庁及び建設関係団体等との連絡会議等の開催
- ・激甚災害等への対応